

平成 31 年度新分野海外展開支援事業委託業務  
企画提案公募要領

本公募は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は契約を締結しないことがあります。

また、当該事業について内閣府の事前確認が必要な場合があります、その結果によって、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

平成 31 年度新分野海外展開支援事業委託業務

2 目的

中国やASEANなどの巨大なマーケットと日本の中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアのダイナミズムを取り込んで経済成長を図るため、新たにIT・サービス等の分野で海外に展開しようとする県内企業の市場調査及びプロモーション等にかかる支援を行うとともに、海外展開を図る県内企業の裾野拡大や機運醸成を促進するための取組を行う。

3 事業期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで（予定）

4 提案額

提案上限額は **25,350 千円以内**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務内容

別添の平成 31 年度新分野海外展開支援事業企画提案仕様書のとおりとする。

6 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店を設置している法人、又は県内に本店を有する事業者が 1 社以上参加しているコンソーシアム（以下、「コンソーシアム等」という。）であること。ただし、コンソーシアム等は以下の(2)から(3)について 1 社以上が要件を満たし、(4)から(9)については全ての応募者が要件を満たしていること。
- (2) 類似の事業の受託実績があり、委託期間内において別添仕様書に基づく業務を遂行する能力を有すること。
- (3) 海外の市場調査、プロモーションに精通し、新たに海外展開しようとする県内企業に効果的なハンズオン支援ができる体制を有すること。
- (4) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用す

る（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く。）。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（注）：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (6) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 応募書類及び提出期限等

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、**正本1部、副本9部提出**しなければならない。

### (1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式1号）
- ② 企画書（様式2号）
- ③ 積算書（様式3号）
- ④ 運営管理体制書（様式4号）
- ⑤ コンソーシアム協定書（ひな形参照）  
【※コンソーシアムの場合】
- ⑥ 過去3年以内の類似・関連事業実績書（様式5号）
- ⑦ 会社概要（様式6号）
- ⑧ 誓約書（様式7号）
- ⑨ 添付書類

一連にして10セット（片面印刷）作成し、1つのファイルに纏めて綴ること。様式2号-1は、原本1部のみ押印可

- (a) 定款又は寄附行為
- (b) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- (c) 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する

書類

(d) 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

(e) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類

**※コンソーシアムの場合、上記⑥～⑨について、コンソーシアムの構成員ごとに提出すること。**

※各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載しても良い。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付しても良い。

(2) 提出期限

平成31年4月12日（金）12時00分

(3) 提出場所

沖縄県商工労働部アジア経済戦略課（沖縄県庁8階）

(4) 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

※切日必着とする（提出期限厳守）。

## 8 応募書類に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間：公募掲載日から平成31年4月5日（金）12時00分まで

(2) 受付方法：任意記述方式により、担当者名・電話番号記載のうえ、次のメールあて提出すること。

aa050075@pref.okinawa.lg.jp

(3) 回答方法：回答は平成31年4月9日（火）を予定。

質問者あてに電子メールで回答するとともに、併せてアジア経済戦略課のウェブサイトに掲載する。

## 9 審査及び契約

提案のあった企画について審査を行い、審査の結果、第1位となった者と契約の締結に向けて協議するが、協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

審査は、次に掲げるように第一次審査、第二次審査に分けて行う。

(1) **第一次審査（資格審査）**

アジア経済戦略課において6の参加資格等を満たしているかの書類審査を行い選定する。選定された業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

結果通知日：平成31年4月17日（水） 予定

(2) **第二次審査（プレゼンテーション）**

審査委員会において提案書の内容や経費等を審査し、優れた提案者に採択を決定する。第二次審査の日時及び場所は以下のとおり

日時：平成31年4月24日（水）15時30分～17時 予定

場所：沖縄県庁14階商工労働部会議室

(3) **評価基準**

第二次審査においては、事業目標達成の観点から、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性（事業の趣旨、目的に沿った提案であること）

- イ 実効性（確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること）
- ウ 具体性（具体性のある事業計画であること）
- エ 妥当性（事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること）

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 本委託業務は、再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。
- (7) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本要領に違反すると認められる場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部アジア経済戦略課と受託者とで別途協議して決めることとする。

## 11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 担当：渡久地、内山  
電話：098-866-2340 F A X：098-866-2526  
E-mail：[aa050075@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp)